

境港市建設工事取り抜け方式取扱試行要領

(目的)

第1条 この要領は、境港市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の指名競争入札における取り抜け方式の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、取り抜け方式とは、同一日に開札する指名競争入札において同一工種かつ同一格付等級の工事が複数あるときに、落札者を決定する工事の順位（以下「開札順位」という。）をあらかじめ定めておき、開札順位が上位の工事で落札者となった者の、その後開札される他の工事における入札参加資格を取り消す入札方式をいう。

(対象となる工事)

第3条 取り抜け方式による指名競争入札は、同一の業者が落札する事により工事の進ちょく等に支障が生じる恐れがあると判断する場合に対象とすることができる。

2 対象となる工事については、指名通知に明示し入札参加者に周知することとする。

(入札方法)

第4条 入札の方法については、境港市郵便入札試行要領による。

(不調・不落による再度入札)

第5条 取り抜け方式による入札において、参加者がなく不調となった場合は再度指名通知を行い、また、入札参加者全員が不落となった場合は、ただちに再度入札を行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 年 8 日から施行し、同日以降に指名通知する工事から適用する。